定期積金(スーパー積金)規定

１．(掛金の払込み)

この積金は、証書面記載の払込日に掛金を払込みください。払込みのときは必ずこの証書をお差出しください。

２．(証券類の受入れ)

（１）　小切手その他の証券を受入れたときは、その証券類が決済された日を払込日とします。ただし、2026 年 10 月 14 日以降は、当金庫を支払人・支払場所とする小切手、2027 年 1 月 4 日以降は、他行を支払人・支払場所とする小切手は受け入れません。

また、2027 年 3 月 31 日以降は、当金庫および他行を支払人・支払場所とする手形は受け入れません。

（２）　受入れた証券類が不渡りとなったときは、掛金になりません。不渡りとなった証券類はこの証書の当該払込み記載を取消したうえ、当金庫で返却します。

３．(給付契約金の支払時期)

この積金は、満期日以後に給付契約金を支払います。

４．(反社会的勢力との取引謝絶)

この積金は、第 7 条第 3 項各号のいずれにも該当しない場合に利用することができ、第 7 条第 3 項各号の一にでも該当する場合には、当金庫はこの積金の契約をお断りするものとします。

５．(給付補填金等の計算)

（１）　この積金の給付補填金は、証書面記載の給付契約金と掛金総額の差額により計算します。

（２）　約定どおり払込みが行われなかったときは、つぎにより利息相当額を計算します。

①　この積金の契約期間中に証書面記載の掛金総額に達しないときは、払込日から満期日の前日（解約日が満期日の翌日以後の場合は解約日の前日）までの期間について、解約日における普通預金利率によって計算し、この積金の掛金残高相当額とともに支払います。

②　この積金を第 7 条 1 項により満期日前に解約をするときおよび第 7 条第 3 項の規定により解約するときは、払込日から解約日の前日までの期間について、解約日における普通預金利率によって計算し、この積金の掛金残高相当額とともに支払います。

③　この計算の単位は、100 円とします。

６．(満期日以後の利息)

満期日後に解約する場合、給付契約金に満期日から解約日の前日までの期間について、解約日における普通預金利率によって計算した利息を支払います。

７．(解　約)

（１）　この積金は、当金庫がやむを得ないと認める場合を除き、満期日前の解約はできません。

（２）　この積金を解約するときは、所定の受取欄に届出の印章により、記名押印し、必ずこの証書とともに当金庫に提出してください。

（３）　次の各号の一にでも該当し、この積金を継続することが不適切である場合には、当金庫は積金契約者に通知することによりこの積金を解約することができるものとします。なお、この解約によって生じた損害については、当金庫は責任を負いません。また、この解約により当金庫に損害が生じたときは、その損害額を支払ってください。

①　積金契約者が契約申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合

②　積金契約者が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から 5 年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という。）に該当し、または次のいずれかに該当することが判明した場合

A.暴力団等が経営を支配していると認められる関係を有すること
B.暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
C.自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
D.暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
E.役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること

③　積金契約者が、自らまたは第三者を利用して次のいずれか一にでも該当する行為をした場合
A.暴力的な要求行為
B.法的な責任を超えた不当な要求行為
C.取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
D.風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当金庫の信用を毀損し、または当金庫の業務を妨害する行為
E.その他本号AからDに準ずる行為

（４）　前項によりこの積金が解約なされ掛金残高がある場合、所定の受取欄（当金庫所定の払戻請求書）に届出の印章により、記名押印して当金庫に提出してください。この場合、当金庫は相当の期間をおき、必要な書類等の提出または保証人を求めることがあります。

８.（届出事項の変更、証書の再発行等）

（１）　下記事項に変更等があった場合は、直ちに書面によって当金庫に届出てください。この届出の前に生じた損害については、当金庫は責任を負いません。
①　この証書や印章を失ったときは、または、印章に変更があったとき。
②　名称（個人事業者においては氏名または屋号）、所在地（住所）、取引目的、事業内容、実質的支配者に関する事項、その他の届出事項変更があったとき。

（２）　この証書または印章を失った場合のこの積金の給付契約金等の支払いまたは証書の再発行は、当金庫所定の手続をした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。

９.（成年後見人等の届出）

（１）　家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに書面によって成年後見人等の氏名その他必要な事項を届出てください。預金者の成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合も同様に届出てください。

（２）　家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がなされた場合には、直ちに書面によって任意後見人の氏名その他必要な事項を届出てください。

（３）　すでに補助・保佐・後見の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がされている場合にも、前２項と同様に、直ちに書面によって届出てください。

（４）　前３項の届出事項に取消または変更等が生じた場合にも同様に、直ちに書面によって届出てください。

（５）　前４項の届出の前に生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

１０.（印鑑照合等）

この証書、諸届その他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

１１.（譲渡、質入れの禁止）

（１）　この積金および証書は、譲渡または質入れすることはできません。
（２）　当金庫がやむをえないものと認めて質入れを承諾する場合には、当金庫所定の書式により行います。

１２．（通知等）

届出のあった氏名、住所にあてて当金庫が通知または送付書類を発送した場合には、延着しまたは到達しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとみなします。

１３．（保険事故発生時における積金契約者からの相殺）

（１）　この積金は、満期日が未到来であっても、当金庫に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、当金庫に対する借入金等の債務と相殺する場合に限り当該相殺額について期限が到来したものとして、相殺することができます。なお、この積金に、契約者の当金庫に対する債務を担保するため、もしくは第三者の当金庫に対する債務で積金契約者が保証人となっているものを担保するために質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取扱いとします。
（２）　前項により相殺する場合には、次の手続きによるものとします。
①　相殺通知は書面によるものとします。通帳は届出印を押印した払戻請求書とともに通知と同時に当金庫に提出してください。
②　複数の借入金等の債務（積金契約者の当金庫に対する債務、第三者の当金庫に対する債務で積金契約者が保証人になっているもの）がある場合には充当の順序方法を指定してください。ただし、この積金で担保される債務がある場合には、当該債務から相殺されるものとします。当該債務が第三者の当金庫に対する債務である場合には、積金契約者の保証債務から相殺されるものとします。
③　前号の充当の指定のない場合には、当金庫の指定する順序方法により充当いたします。
④　第２号による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当金庫は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。
（３）　第１項により相殺する場合の利息相当額等については、次のとおりとします。
①　この積金の利息相当額の計算については、その期間を払込日から相殺通知が当金庫に到着した日の前日までとして、利率は約定利率を適用するものとします。
②　借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当金庫に到達した日までとして、利率、料率は当金庫の定めによるものとします。また、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等の取扱いについては当金庫の定めによるものとします。
（４）　第１項により相殺する場合の外国為替相場については当金庫の計算実行時の相場を適用するものとします。
（５）　第１項により相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続きについて別の定めがあるときには、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当金庫の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

１４．（規定の変更）

（１）　この規定の内容については金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当金庫ホームページへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。
（２）　前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以　上